

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画の概要

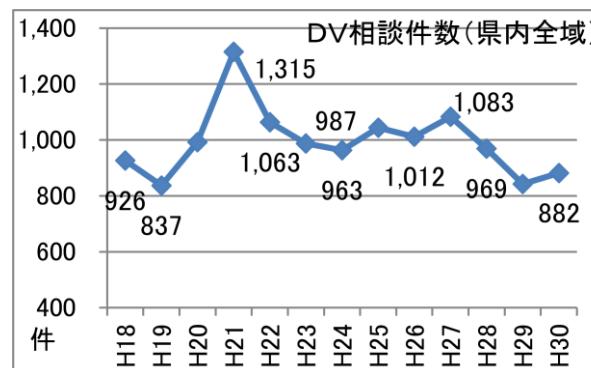
計画の基本的な考え方・視点

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、男女が置かれてきた社会的・構造的问题があるという認識を持ち、DVを社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて対応します。
- DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるよう努めます。
- 関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割を果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- 国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」をふまえたうえで、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などを記載します。

現状と課題

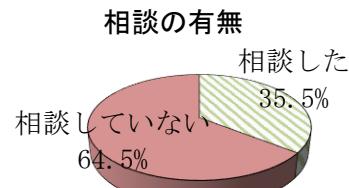
◆DV相談件数

配偶者暴力相談支援センター、県市町福祉事務所の相談件数は依然として多い。



◆DV被害を受けた時の相談の有無

- 「相談しなかった」割合が多い。
⇒安心して相談できる体制づくりが必要



◆DV被害者の相談先

- 知っている相談先では「警察」(73.3%)が多く、「配偶者暴力相談支援センター」(10.2%)や「市町相談窓口」(31.2%)はあまり知られていない。
⇒相談窓口の周知・啓発が必要

めざすべき社会像

- DVが「起こらない」社会
- DV被害に「気づく」ことができる社会
- DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会
- DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会
- DV被害者の「子どもが守られる」社会
- DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

重点課題

- 多様な相談に対応する体制の整備・充実
 - SNS等を活用した相談窓口の検討
 - 通訳体制の充実に向けた検討
- DV対策と児童虐待防止対策の連携
 - 市町要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等の組織的な一体化を促進
- 被害者に対する支援の充実に向けた市町等多様な主体との連携
 - 婦人保護施設や母子生活支援施設との連携強化
 - 母子保健との連携強化（妊娠期からの切れ目のない支援）

取組内容

1 DVが「起こらない」社会

- (1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進
 - DVに関する周知・啓発等の実施ほか
- (2) 加害者にならないための取組研究
 - 加害者にならないための取組の研究

2 DV被害に「気づく」ことができる社会

- (1) 関係機関等による発見・通報のための環境づくり
 - 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり
 - 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくりほか

3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会

- (1) 総合的な調整機能の強化
 - 配偶者暴力相談支援センターの充実強化
- (2) 相談体制の整備
 - 相談しやすい環境の整備ほか
- (3) 保護体制及び加害者対策の強化
 - 迅速に保護を行える体制づくりほか
- (4) 関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実と被害者等の個人情報保護の徹底
 - 危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実ほか

4 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会

- (1) 自立支援のための体制づくり
 - 被害者への心理的支援
 - 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用ほか
- (2) 外国人・障がい者・高齢者等への対応
 - 啓発資料等の多言語化の実施
 - 外国人・障がい者・高齢者・男性・LGBT等当事者の状況に応じた安全・安心の確保にかかる支援の充実ほか

5 DV被害者の「子どもが守られる」社会

- (1) 子どもへの支援のための体制づくり
 - 子どもの権利を守るための支援（子どもの権利擁護）ほか
- (2) 多様な主体との連携強化
 - 児童相談所との連携ほか

6 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

- (1) DV防止ネットワークの構築と強化
 - 広域的なDV対応・連携の促進ほか
- (2) 保護及び自立支援における関係機関の連携強化
 - 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化ほか
- (3) 市町におけるDV対策の促進支援
 - 市町基本計画の策定支援ほか
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進
 - 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

数値目標

成果指標

- ◆ DV相談窓口を知っている人の割合
 - 現状値 80.2% ⇒ 令和6年度目標 90%
- ◆ DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合
 - 現状値 35.5% ⇒ 令和6年度目標 50%
- ◆ 一時保護されたDV被害者が母子生活支援施設・婦人保護施設への入所や地域における自立につながった人の割合
 - 現状値 81% ⇒ 令和6年度目標 100%
- ◆ 要保護児童対策地域協議会とDV対策協議会等を組織的に一体化する市町数
 - 現状値 13市町 ⇒ 令和6年度目標 全市町

取組指標

- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う地域数
 - 現状値 29か所 ⇒ 令和6年度目標 40か所
- ◆ 県ホームページ・県広報や情報誌への掲載、啓発イベントの実施等による情報発信の回数
 - 現状値 3回 ⇒ 令和6年度目標 10回
- ◆ 医療関係者や民生委員など、DV被害を見発する可能性のある関係機関への啓発活動の回数
 - 現状値 8回 ⇒ 令和6年度目標 10回

参考指標

- ◆ DV相談件数（女性相談所、福祉事務所等、男女共同参画センター、警察本部）
 - 現状値 1,850件
- ◆ 夫等の暴力を原因とする一時保護件数
 - 現状値 27件
- ◆ 基本計画策定市町数
 - 現状値 20市町
- ◆ 配偶者暴力相談支援センター設置市町数
 - 現状値 0市町